# 由布市地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成22年 3月11日制定

(趣旨)

第 1条 この規程は、由布市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、由布 市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事 項を定めるものとする。

## (所掌事務)

- 第 2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 協議会の会議に関すること。
  - (2)協議会の資料作成に関すること。
  - (3)協議会の庶務に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

### (職員等)

- 第 3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。
  - 2 事務局長は、由布市総合政策課長をもって充てる。
  - 3 事務局員は、由布市総合政策課の職員をもって充てる。

## (専決事項)

- 第 4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。
  - (1) 事務局の運営に関すること。
  - (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
  - (3) 物品及び現金の出納に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### (文書の取扱い)

第 5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、 由布市において定められている文書の取扱いの例による。

#### (公印の取扱い)

- 第 6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及 び管理者は、別表のとおりとする。
  - 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、由布市において定められている公印の 取扱いの例による。

(委任)

第 7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 3月11日から施行する。

## 別 表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
			(ミリメートル)			
由布市地域 公共交通活 性化協議会 会長の印	議活性化级通	てん書	正方形21	会長名をも って発する 文書	1	事務局長